

入札説明書

青森県立中央病院建物保守管理業務の委託に係る一般競争入札の公告（令和8年2月12日付け）に基づく入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県立中央病院長

2 一般競争入札に付する事項

(1) 次に掲げる業務の委託

ア 業務名

青森県立中央病院建物保守管理業務

イ 業務の仕様その他の明細

別紙「青森県立中央病院建物保守管理業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とする（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）。

(3) 業務場所

青森県立中央病院（青森市東造道二丁目1番1号）ほか

3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒030-8553

青森県青森市東造道二丁目1番1号

青森県立中央病院外来棟3階 青森県病院局運営部管理課

TEL 017-726-8319

FAX 017-726-8325

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和8年3月25日（水） 14時30分

(2) 場 所

青森県青森市東造道二丁目1番1号

青森県立中央病院外来棟3階 第一会議室

5 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 令和5年6月12日青森県告示第404号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和6年2月13日青森県告示第86号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和7年2月10日青森県告示第60号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により、入札の日までに「建物の清掃」、「貯水槽の清掃・保守点検」、「ボイラー・空調設備等管理」、「電気設備の保守点検」及び「建物の警備」の委託の契約について登録しており、かつAの等級に格付された者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
- (5) 警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けている者かつ、建物環境衛生総合管理業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (6) 許可病床数400床以上の医療機関において、警備業務及び施設管理業務について3年以上の受託実績があること。
- (7) 本業務について入札説明書に記載された作業体制が整備されていることを証明した者であること。

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。(別紙様式1))に次に掲げる関係書類を添えて、青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
- なお、証明書等には、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名(法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名しなければならない。
- ア 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し
1部
- イ 警備業法に基づく都道府県公安委員会から認定を受けたことを証する標識の写し 1部
- ウ 建築環境衛生総合管理業について都道府県知事の登録を受けていることを証する証明書の写し 1部
- エ 病院建物保守管理業務請負実績証明書(別紙様式2) 1部
- オ 業務体制証明書(別紙様式3) 1部
- (2) 申請書の提出時期等
- 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和8年3月6日(金)17時までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。なお、郵送により提出する場合は当該期限必着とする。(1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1) の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-8553

青森県青森市東造道二丁目1番1号

青森県立中央病院外来棟3階 青森県病院局運営部管理課

TEL 017-726-8319

FAX 017-726-8325

8 落札対象

本業務に要求する資格等が満たされないと判断した業者の入札書のみを落札対象とする。

9 入札価格等

(1) 入札書（別紙様式4）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、契約期間の見積りの総額のうち一事業年度分の金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る特定役務の名称）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

ウ 入札参加者は、参考資料に基づいた入札金額の内訳を明らかにした内訳書（経費等含む。）を提出すること。

10 入札書の提出方法等

(1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式5）を入開札前までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

(2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る特定役務の名称）、入開札期日、契約を担当する課名（青森県病院局運営部管理課）及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「入開札期日、件名（入札に係る特定役務の名称）入札書在中」と朱書きの上、青森県立中央病院長あてに「親展」により入開札期日の前日までに提出しなければならない。

(3) 電話、電報、ファックス、電子メールによる入札は、認めないものとする。

11 入開札の立会い等

- (1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員（以下「立会い職員」という。）を立ち会わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

12 入札執行回数

原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条の規定による。

14 落札者の決定方法

- (1) 8により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、立会い職員にくじを引かせるものとする。

15 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 再度入札は、1回を限度として行う。ただし、無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 1回目の入札に付し落札者がない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、その1者との随意契約により契約を締結する。
- (4) 2回目の入札に付し、落札者がないときは、最低価格の入札者との随意契約により契約を締結する。

16 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公平な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

17 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第141条第2項及び第150条の10の規定により行う。

18 契約の締結

- (1) 契約書の取り交わしの時期
令和8年4月1日とする。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が6に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書（案） 別紙のとおり

19 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書に定めるところにより行うものとする。

20 契約代金の支払方法

契約代金は、上記19の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

21 その他

- (1) この競争入札を行う場合において入札者が了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第1の「入札者心得書」（ただし、第4条第8項及び第6条（B）を除く。）記載のとおりとする。
- (2) 証明書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。
- (3) 入札手続きの停止等
令和8年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続きについて停止等の措置を行うことがある。
- (4) 入札に当たっての注意事項
本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準、物価水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約である。
最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができる。
変更金額の算出方法等は、「賃金、及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記事項」に定めるとおりとする。
契約変更に当たっては、委託者と受託者で変更金額について協議を行うものとする。
協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライドから12か月経過後）以降に提出すること。
※本制度の詳細については、病院ホームページを参照のこと。